



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*20 学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 公営企業管理規程

*3 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 2

*4 企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程 3

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第20号

学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年和歌山県条例第38号。以下「特別措置条例」という。）第8条の規定に基づき、県立学校に勤務する職員及び市町村立学校職員（市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条に規定する職員をいう。）の週休日及び勤務時間の割振り等並びに教育職員（特別措置条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。次条及び第3条において同じ。）の健康及び福祉の確保を図るために教育委員会が講ずべき措置に関し、勤務時間条例及び特別措置条例により委任された事項を定めるほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、県立学校に勤務する職員及び市町村立学校職員（市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条に規定する職員をいう。）の週休日及び勤務時間の割振り等に関し、条例により委任された事項を定めることを目的とする。</p>
<p><u>(週休日及び勤務時間の特例)</u></p> <p>第2条 特別措置条例第2条第1項に規定する義務教育諸学校等における勤務時間条例第4条第1項に規定する特別の形態によって勤務する必要のある職員として、週休日及び勤務時間の割振りを別に定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 通信制の課程を置く高等学校及び寄宿舎を置く県立学校に勤務する職員</p> <p>(2) 教育職員以外の学校職員（前号の職員を除く。）</p> <p>2 前項各号の職員が所属する学校の校長は、当</p>	<p><u>(週休日及び勤務時間の割振り)</u></p> <p>第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年和歌山県条例第38号）第2条第2項に規定する教育職員の週休日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じ、別に定める基準に従い、所管の教育委員会の指示に基づき、校長が行うものとする。</p>

該職員の週休日を、1週間当たり2日の割合で別に設け、及び当該職員の勤務時間を、1日につき3時間45分から11時間45分までの範囲内で、1週間当たり38時間45分の割合で割り振ることができる。

(教育委員会が講すべき措置)

第3条 特別措置条例第8条の教育委員会規則で定める教育職員(県立学校に勤務する者に限る。以下この条において同じ。)の健康及び福祉の確保を図るために教育委員会が講すべき措置は、在校等時間(教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。次条において同じ。)から特別措置条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(次項及び次条において「正規の勤務時間」という。)を除いた時間(次項及び第3項において「超過在校等時間」という。)の上限を定めることとし、当該上限については、次のとおりとする。

- (1) 1月につき 45時間
- (2) 1年につき 360時間

2 教育職員が児童生徒等に係る通常予見するとのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間を超えた時間に業務を行わざるを得ない場合の超過在校等時間の上限については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 1月につき 100時間未満
- (2) 1年につき 720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間につき 80時間
- (4) 1年のうち1月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数につき 6月

3 県立学校の校長は、前2項の超過在校等時間の上限を超えないよう当該県立学校の教育職員の勤務時間を割り振るとともに、その業務量を管理しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定に基づき県立学校の校長が行う当該県立学校の教育職員の勤務時間の割振り及び業務量の管理が適正に行われるよう管理するものとする。

(週休日等に在校等時間を割り振ることができる業務)

第4条 県立学校の校長が、週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日及び第2条第2項の規定により割り振られた週休日をいう。)に、当該県立学校に勤務する職員に対して、在校等時間を割り振ることができる業務については、教育委員会が別に定める。正規の勤務時間を超えた時間及び休日(国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日をいう。)に在校等時間を割り振る場合についても、同様とする。)

第3条 前条の教育職員を除く学校職員の週休日及び勤務時間の割振りは、教育職員の例によるものとする。

2 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する共同調理場をいう。)に勤務する学校栄養職員の週休日及び勤務時間の割振りは、教育職員の例によるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第3号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p>第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第26号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）に適用する給料表は、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第8条第1項第1号及び現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）第2条の規定の適用を受ける者に係る給料表の例による。</p>	<p>(給料表)</p> <p>第2条 職員に適用する給料表は、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第8条第1項第1号及び現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）第2条の規定の適用を受ける者に係る給料表の例による。</p>
<p>(給与の基準等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の基準及び支給方法については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）、職員の育児休業等に関する条例及びこれらに基づく人事委員会規則等の適用を受ける者の例による。</p>	<p>(給与の基準等)</p> <p>第3条 略</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第4号

企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程

企業職員等の旅費に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第1条 企業職員等（地方公務員法（昭和25年法律第26号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下「職員」という。）が公務のため旅行し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員がその職務を行うため旅行した場合又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）第7条の職員たる要件に相当する要件を具備するに至った場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第1条 企業職員等（以下「職員」という。）が公務のため旅行し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p>
<p>(旅費の額等)</p> <p>第2条 前条第1項の旅費の額及び支給方法につ</p>	<p>(旅費の額等)</p> <p>第2条 前条の旅費の額及び支給方法については</p>

いては、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）の適用を受ける者に支給される旅費の例による。

2 前条第2項の規定による旅費の額及び支給方法については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の適用を受ける者に支給される費用弁償の例による。

、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）の適用を受ける者に支給される旅費の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。